河北町企業版ふるさと納税実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域再生法（平成１７年法律第２４号。以下「法」という。）第５条第４項第２号の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　寄附対象事業　法第５条第１５項の規定により認定を受けた地域再生計画「河北町まち・ひと・しごと創生推進計画」に記載されている「河北町まち・ひと・しごと創生推進事業」をいう。

⑵　寄附対象法人　本町の区域内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。

⑶　寄附金　寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う１０万円以上

の寄附金をいう。

（寄附の申出）

第３条　寄附対象法人は、寄附金の申出を行おうとするときは、河北町企業版ふるさと納税寄附申出書（様式第１号）を町長へ提出するものとする。

（寄附の受領等）

第４条　町長は、寄附対象事業の実施に要した事業費の範囲内で寄附金を受領するものとする。

２　町長は、前項の規定により寄附金を受領したときは、その寄附をした寄附対象法人に対し、地域再生法施行規則（平成１７年内閣府令第５３号）第１４条第１項に規定する当該寄附の額及びその受領した年月日を証する受領証（様式第２号）を交付しなければならない。

３　町長は、寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合は、当該事業費が確定した後に、寄附対象法人に対して事業費確定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（寄附の申出の拒否等）

第５条　町長は、次に掲げる場合においては、寄附の申出を拒否し、又は既に受領した寄附金を返還することができる。

⑴　寄附金の受領が公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。

⑵　前号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

（寄附金台帳の作成）

第６条　町長は、寄附金の適正な管理を図るため、河北町企業版ふるさと納税寄附金台帳（様式第４号）を作成しなければならない。

（公表）

第７条　町長は、寄附の内容及び当該寄附金を充当した事業の状況について、町ホームページ等に掲載する方法により公表するものとする。ただし、公表することについて、寄附対象法人の同意があったものに限る。

（補足）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。